

茨城県報 第5874号

昭和45年12月24日

木曜日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目 次

告 示

	ページ
●国民健康保険療養取扱機関の申出の受理があつたとみなされるもの(国民健康保険課)	1
●他の都道府県の療養取扱機関となる旨の申出の受理 (")	2
●大宮東部地区の換地計画の縦覧(農地管理課)	2
●下木戸地区土地改良事業の認可 (")	2
●土地改良事業の認可(3地区) (")	2
●今泉地区土地改良事業の認可 (")	3
●美浦村蔵後土地改良区の定款変更の認可 (")	3
●友部町土地改良区役員の就退任(水戸土地改良事務所)	3
●土地配分計画の作成(農地拓務課)	4
●県道路線の認定(道路維持課)	5
●道路区域の決定 (")	5
●道路区域の変更 (")	5
●県道路線の廃止 (")	6
●道路の供用開始 (")	7
●笠間都市計画道路事業の認可(計画第一課)	7
●道路位置の指定(建築住宅課)	7

(公 安 委 員 会)

●緊急自動車の指定の取消及び指定(交通企画課)	9
-------------------------	---

公 告

●クリーニング師試験実施要領(環境衛生課)	10
●林業種苗生産事業者講習会の開催(林業課)	12
●宅地建物取引業者の免許(建築住宅課)	12

告 示

茨城県告示第1665号

次のものは国民健康保険法第37条第3項の規定により、国民健康保険療養取扱機関の申出の受理があつたものとみなされるので、療養取扱機関の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第1条第1項の規定により公示する。

昭和45年12月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

申出受理年月日	機 関 名	所 在 地
---------	-------	-------

45. 11. 12

亀 山 医 院

勝田市馬渡3283-2

45. 12. 1 鉦 持 外 科 医 院 行方郡麻生町麻生1555—4
45. 12. 1 小 野 薬 局 日立市千石町1—5—11

茨城県告示第1666号

国民健康保険法第37条第5項の規定により、次の療養取扱機関から他の都道府県の療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第1条第2項により告示する。

昭和45年12月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

療養取扱機関名	所 在 地	申出受理年月日	申出範囲
亀 山 医 院	勝田市馬渡3283—2	45. 11. 12	全 国
鉦 持 外 科 医 院	行方郡麻生町麻生1555—4	45. 12. 1	〃
森 田 薬 局	結城郡千代川村宗道125	45. 11. 16	〃

茨城県告示第1667号

昭和45年10月29日付で認可申請のあつた。大宮町営大宮東部地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法第96条の4において準用する同法第52条の2第4項においてさらに準用する同法第8条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和45年12月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 縦覧に供する書類
換地計画の写し
- 2 縦覧の期間 昭和46年1月5日から昭和46年1月25日まで
- 3 縦覧の場所 大宮町役場

茨城県告示第1668号

昭和45年9月7日付で下妻市長、加藤俊介から認可申請のあつた下木戸地区土地改良事業を昭和45年12月17日付で土地改良法第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したから同法第96条の2第7項の規定により公告する。

昭和45年12月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第1669号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第6項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良事業を認可したので、同法第48条第8項の規定により公告する。

昭和45年12月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

土地改良区	実施地区	申請年月日	認可年月日
美浦村蔵後	茂 呂	昭和45年7月31日	昭和45年12月18日
〃	宮 地	〃	〃
新利根川	結 佐	昭和45年10月6日	昭和45年12月17日

茨城県告示第1670号

昭和45年6月5日付で三村農業協同組合長大山久衛門から認可申請のあつた今泉地区土地改良事業については、土地改良法第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和45年12月18日認可したので、同法第95条第4項の規定により公告する。

昭和45年12月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第1671号

昭和45年7月31日付で美浦村蔵後土地改良区から申請のあつた定款変更を12月18日認可した。

昭和45年12月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第1672号

西茨城郡友部町に事務所をおく友部町土地改良区から、下記のとおり役員の就任及び退任の届け出があつたので、土地改良法第18条第16項の規定により公示する。

昭和45年12月24日

茨城県水戸土地改良事務所長 山 崎 三 郎

1. 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
西茨城郡友部町大字鴻巣593	理 事	内 桶 勇	理 事 長
〃 大字五平85	〃	藤 枝 善 雄	
〃 大字小林654	〃	細 谷 正 信	
〃 大字小原1733	〃	神 原 兵 庫	
〃 〃 1910—1	〃	高 安 勝 芳	
〃 〃 1953—1	〃	小 藪 江 芳 雄	
〃 〃 2215	〃	飯 島 光 司	
〃 〃 2935	〃	吹 野 勇 介	
〃 〃 3795	〃	来 栖 元 喜	
〃 〃 3830	〃	来 栖 亀 雄	
〃 〃 3493	〃	富 田 一 郎	
〃 〃 3159	〃	山 口 勤	
〃 大字鴻巣602	〃	友 部 掃 部	
〃 大字南友部1557	〃	白 土 正 治	
〃 〃 1945	〃	市 川 貞 治	
〃 〃 621	〃	須 藤 武 雄	

〃	大字下市原388	〃	久地岡 武 俊
〃	大字中市原181	〃	塙 仙右衛門
〃	〃 1286	〃	石 井 正 信
〃	〃 689	〃	石 井 正 孝
〃	大字上市原960	〃	永 山 一 郎
〃	〃 1822	〃	国 井 芳 雄
〃	大字小原2101	監 事	中 村 博
〃	大字鯉淵6682—1	〃	藤 枝 哲四郎
〃	大字鴻巣578—3	〃	内 桶 満 利
〃	大字下市原242	〃	箱 田 豊
〃	大字上市原1799	〃	国 井 登

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
西茨城郡友部町大字鴻巣1593	理 事	内 桶 勇	理 事 長
〃 大字五平85	〃	藤 枝 善 雄	
〃 大字鯉淵6682の1	〃	藤 枝 哲四郎	
〃 大字小原1733	〃	神 原 兵 庫	
〃 〃 1946	〃	小藪江 正 三	
〃 〃 2110	〃	中 村 銈 造	
〃 〃 2215	〃	飯 島 光 司	
〃 〃 2935	〃	吹 野 勇 介	
〃 〃 3493	〃	富 田 一 郎	
〃 大字鴻巣602	〃	友 部 掃 部	
〃 大字南友部1557	〃	白 土 正	
〃 〃 1945	〃	市 川 貞 治	
〃 〃 870	〃	橋 本 善 二	
〃 大字下市原388	〃	久地岡 武 俊	
〃 大字中市原1300	〃	石 井 進	
〃 〃 1446	〃	小 幡 定 雄	
〃 〃 347	〃	塙 友 義	
〃 〃 960	〃	永 山 一 郎	
〃 大字上市原1852	〃	中 庭 義太郎	
〃 大字小原3159の1	〃	山 口 勤	
〃 大字鴻巣1518の3	監 事	内 桶 満 利	総 括 監 事
〃 大字五平57の6	〃	藤 枝 広 雄	
〃 大字小原1953の1	〃	小藪江 芳 雄	
〃 大字下市原242	〃	箱 田 豊	
〃 大字上市原1822	〃	国 井 芳 雄	

茨城県告示第1673号

農地法第62条第2項の規定に基づき土地配分計画を作成したから同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和45年12月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

地 区 名	所 在 地			入 植 者		増 反 者		備 考
	郡 市	町 村	大 字	予定売 渡口数	予定売 渡面積	予定売 渡口数	予定売 渡面積	
鉾田第一の19	鹿島郡	大洋村	梶山			1	2,498	防風林
大沼の4	鹿島郡	旭村	鹿田			2	787	農地

茨城県告示第1674号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条の規定に基づき県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、昭和45年12月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年12月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

整理番号	路 線 名	起 終 点	重要な経過地	備 考
383	古河加須線	古 河 市		終 点 埼玉県加須市

茨城県告示第1675号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、昭和45年12月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年12月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

整理番号	道路の種類	名 路 線	区 間	敷地の幅員	延 長	備 考
383	県 道	古河加須線	古河市古河2丁目 県道古河岩井線分岐から 古河市古河観音寺町 茨城、埼玉県界まで	メートル 6.5~14.16	メートル 1,449.5	

茨城県告示第1676号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は昭和45年12月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年12月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 水戸那珂湊線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂湊市字峯後8445地先から 那珂湊市字4丁目5265地先まで	旧	メートル 5.5~14.0	メートル 1,503.0	
那珂湊市字国神前8424地先から 那珂湊市字4丁目5273-1地先 まで	新	11.0~18.0	1,338.0	

茨城県告示第1677号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。
その関係図面は、昭和45年12月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和45年12月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

整理番号	路 線 名	起 終 点	重要な経過地	備 考
38	下館取手線	下 館 市		
		取 手 市		

整理番号	路 線 名	起 終 点	重要な経過地	備 考
381	大宮馬頭線	那珂郡大宮町		終 点 栃木県那須郡 馬頭町

整理番号	路 線 名	起 終 点	重要な経過地	備 考
382	那珂湊停車場線	那珂湊市积迦町 那珂湊停車場		
		那珂湊市积迦町 一般国道245号交点		

茨城県告示第1678号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和45年12月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年12月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 水戸那珂湊線
- 2 供用開始の区間 那珂湊市字国神前8424地先から
那珂湊市字4丁目5273—1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和45年12月24日

- 1 路 線 名 県道 古河加須線
- 2 供用開始の区間 古河市古河2丁目県道古河岩井線分岐から
同市古河観音寺町茨城、埼玉県界まで
- 3 供用開始の期日 昭和45年12月24日

茨城県告示第1679号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により、次のように告示する。

昭和45年12月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 施行者の名称 笠 間 市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
笠間都市計画道路事業2等大路第2類第2号 昭和町石井線
- 3 事業施行期間 昭和45年12月24日から昭和47年3月31日まで
- 4 事業地 笠間市大字笠間字権現、近森、遠森及び大字下市毛字裏町地内

茨城県告示第1680号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を次のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和45年12月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

A

番 号	指定年月日	指 定 の 位 置	道路幅員及び延長	
			幅 員 (m)	延 長 (m)
1	45.12.24	水戸市千波町字千波山2528—1, 2526—2	4.50	77.70 回転広場付

2	〃	〃	大塚町字清水1951-11, 1993-7	4.00	105.37
3	〃	〃	千波町御茶園397-5, 2901-4	4.00 5.00	41.70 8.20
4	〃	〃	筑波郡谷田部町大字大白石谷字西原629-33, 629-25	4.00	69.69
5	〃	〃	水戸市渡里町八幡前2558-1, 2560-2	4.00	45.32
6	〃	〃	〃 字ヤジカ2904-6	4.00	9.90 回転広場付
7	〃	〃	上水戸4丁目2905-1, -2, -4, -5, -6, -7, -8	4.00	49.65
8	〃	〃	勝田市田彦字寄居新田1007-3, -4, -5, -6	4.00	17.20
9	〃	〃	日立市城南町5丁目3050-1, 3051-1	4.50	248.40
10	〃	〃	猿島郡総和町大字東牛ヶ谷新堀前1081-1, 1083	4.00	80.00 回転広場付

B

1	〃	〃	鹿島郡神栖町大字平泉字代山2796, 2795	4.00	194.00
2	〃	〃	下館市大字下中山字長戸路592-7, -9, -11, -13, 592-15, -17, -19, 597-3, -5	4.00	57.10
3	〃	〃	水戸市青柳町字平内855-2, -5, -6	4.00	49.00
4	〃	〃	土浦市荒川沖町6丁目鶴野台923	4.00	27.15

C

1	〃	〃	水戸市渡里町字八幡前2588-1, 2592-2, 2593-4	4.00	125.51
2	〃	〃	勝田市大字東石川字雷3528-36, 3528-37, -38	4.00	39.00
3	〃	〃	〃 大字津田字向井3211-1	4.00	28.00
4	〃	〃	〃 大字津田字北八軒2582-5	4.00	42.50
5	〃	〃	〃 大字津田3207-3	4.00	53.95
6	〃	〃	〃 佐和字宮下1897	5.00	70.00

D

1	〃	〃	日立市森山町字宿東925	4.00	49.60
2	〃	〃	〃 大久保町2丁目1572-1	4.00	21.30
3	〃	〃	勝田市大字東石川字東坪2290-1	4.00	27.50
4	〃	〃	〃 大字津田字片岡2031-503	4.00	50.00
5	〃	〃	〃 大字勝倉字鍛冶屋山2984-2, -3, -7	4.00	49.70
6	〃	〃	水戸市新原1丁目3086-6, 3087-4, 3088, 3086-8	4.00	45.40
7	〃	〃	〃 元吉田町字宿2625-4	4.00	48.30

8	〃	〃 〃 字一本松237	4.00	22.10
9	〃	〃 平須町字東四久保1822—34	4.00 4.50 6.00	56.50 124.20 34.50
10	〃	〃 見和町字見川横丁西41—1, —2, 42	5.00	39.80
11	〃	〃 元吉田町字一里塚東1817—2, —3	5.00	117.70

E

1	〃	土浦市大字木田余字境松697—10	4.00	26.30
2	〃	〃 大字中字柵番外24—381	4.27	43.00
3	〃	〃 字姥川4115	4.00	12.00
4	〃	〃 大字荒川沖字南216—7	4.00	17.30
5	〃	〃 大字大岩田字中台原2571	4.00	19.30
6	〃	新治郡千代田村下稲吉字角来向2599—31	5.00	45.60
7	〃	土浦市大字常名字新郭4517—5, —9, —21, —22	4.00	24.00

F

1	〃	筑波郡谷田部町大字刈間字東浦1466—4	4.00	39.15
2	〃	土浦市大字中貫字腰巻1320—1	4.00~ 5.00	40.20
3	〃	取手市大字野々井字東谷津393—4	4.00	18.00
4	〃	石岡市大字石岡字笠間道東12220—17, —18, —21	5.00	86.80
5	〃	〃 〃 小川道3957—1, —57, —67, —69	4.00	108.80

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第27号

道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条第1項の規定により、次のとおり緊急自動車の指定を取消し、および緊急自動車の指定をしたので公示する。

昭和45年12月24日

茨城県公安委員会委員長 新 堀 正 孝

1 緊急自動車の指定の取消し

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	所有者又は管理者	指 定 日 年 月 日	告示番号
16	茨 い 102	カワサキ40年式	茨城県警察本部長	40.12.17	27
27	茨 い 109	ホンダ 40年式	茨城県警察本部長	40.12.17	27
148	茨 8 た 5059	ニッサン43年式	水戸警察署長	44.2.6	3

219	茨8た	2131	トヨタ 62年式	警察本部警務部長	37. 2. 23	2
252	茨8た	2229	トヨタ 63年式	警察本部警務部長	38. 11. 29	22
264	茨8た	2267	ニッサン64年式	警察本部警務部長	39. 3. 9	6
295	茨8た	2309	トヨタ 39年式	警察本部警務部長	39. 12. 24	31
296	茨8た	2310	トヨタ 39年式	警察本部警務部長	39. 12. 24	31
297	茨8た	2311	トヨタ 39年式	警察本部警務部長	39. 12. 24	31
298	茨8た	2333	トヨタ 39年式	警察本部警務部長	39. 12. 24	31
408	茨8た	5124	ニッサン38年式	茨城県警察本部長	44. 5. 26	13
466	茨8た	5191	ベレル 39年式	茨城県警察本部長	45. 3. 5	4
472	茨8た	5198	ニッサン38年式	茨城県警察本部長	45. 3. 5	4

2 緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用途	所有者又は管理者
546	茨88せ 190	ニッサン45年式	警察責務遂行用	茨城県警察本部
547	茨ま 1357	ホンダ 45年式	警察責務遂行用	茨城県警察本部
548	茨ま 1358	ホンダ 45年式	警察責務遂行用	茨城県警察本部
549	茨88せ 195	トヨタ 45年式	血液輸送	茨城県赤十字血液センター

公 告

●クリーニング師試験

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条に規定するクリーニング師試験を次のとおり実施するので、茨城県クリーニング業法施行細則(昭和37年茨城県規則第23号)第6条の規定に基づき公示する。

昭和45年12月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

昭和45年度クリーニング師試験実施要領

1 受験申込票受付期間

昭和46年1月18日から1月20日まで。毎日午前9時から午後4時まで。

2 受験申込票提出先

(1) 茨城県衛生部環境衛生課(水戸市三の丸1丁目5番38号)

(2) 受験申込票は、本人又は代理人が直接持参するものとし、郵送による受験申込票は受理しない。

3 試験期日及び試験場

期	日	試 験 場
学 科 試 験	昭和46年1月27日	水戸市緑町3丁目5—35 茨城県水戸保健所
技 能 試 験	昭和46年2月5日	水戸市柵町6丁目6番地 白 水 社

4 受験資格

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者
- (2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者又は厚生省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

5 試験科目

- (1) 学 科 試 験
 - ア 衛生法規に関する知識
 - イ 公衆衛生に関する知識
- (2) 技 能 試 験
洗たく物の処理に関する知識及び技能

6 提出書類

- (1) 受験申込票(申込票は、県で所定のもの印刷して交付する。)
- (2) 履 歴 書
- (3) 写真(受験申込前6か月以内に撮影した正面上半身、無帽で大きさは、たて5センチメートル、よこ4センチメートルのもの)
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者又は同条に規定する者とみなされたものであることを証する書類

7 受験手数料

茨城県収入証紙1,000円を受験申込票にはりつけること。(収入証紙は、消印しないこと。)

8 その他

- (1) 受験上の詳細は、茨城県衛生部環境衛生課(電話 水戸局(2)8111 内線586)に問い合わせること。
- (2) 合格発表は、茨城県庁内の衛生部掲示板に掲示するほか本人に通知する。

●林業種苗生産事業者講習会の開催

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第11条第1項の規定にもとづき、昭和45年度林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催するので、同法施行令第3条の規定により公告する。

昭和45年12月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

年月日	曜	所農林事務所轄	開 催 場 所	参 集 範 囲
昭和46年 1月18日	月	県北	高萩市本郷1丁目100 (市役所会議室)	北茨城市, 高萩市, 日立市 多賀郡
昭和46年 1月19日	火	県北	那珂郡那珂町菅谷 (那珂町公会堂)	勝田市, 那珂湊市, 常陸太田市 久慈郡, 那珂郡
昭和46年 1月21日	木	県南	土浦市殿里町603 (県南農林事務所会議室)	土浦市, 竜ヶ崎市, 取手市 新治郡, 筑波郡, 稲敷郡, 北相馬郡
昭和46年 1月22日	金	県西	猿島郡三和町仁連2065 (三和町青年研修所)	下館市, 下妻市, 結城市, 古河市 水海道市, 真壁郡, 結城郡, 猿島郡
昭和46年 1月26日	火	県北, 鹿行 県南, 県西	水戸市三の丸1-4 (茨城県自治会館)	水戸市, 笠間市, 東茨城郡, 西茨城 郡, 鹿島郡, 行方郡, その他受講洩 れ者

(注) 1 開催日当日は、原則として受け付けを行いませんから、受講希望者は、開催日の7日前までに最寄りの茨城県林業種苗協同組合支部長に申請書(用紙は支部長において保管する。)を提出すること。

2 受講時間は、午前9時から午後4時まで。

●宅地建物取引業者の免許

宅地建物取引業法第3条の規定にもとづき、次の者を宅地建物取引業者として免許した。

昭和45年12月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

免許番号 及び年月日	商号又は名称	申請人氏名	取引主任者氏名	主たる事務所の所在地
(1) 398	八郷不動産	桜井 八郎	桜井 八郎	新治郡八郷町大字小倉343
(1) 399	(株)鹿東商事	加藤 貞雄	箕輪 隆	鹿島郡大洋村大字汲上1221の1
(1) 400	井坂商事	井坂 祐一	金沢 精一郎	水戸市赤塚町2010の1
(1) 401	京波商事	木ノ内 亀太郎	細根 正雄	鹿島郡波崎町6982の1
(1) 402	鯉淵不動産	鯉淵 勉	鯉淵 勉	那珂郡大宮町347
(1) 403	鹿島ミサワホーム(株)	西垣 亮	萩谷 隆	鹿島郡鹿島町大字宮中字片岡 207

(1)	404	(株)新日本商事	曾 根 節 子	向 笠 純 子	取手市寺田4588
(1)	405	取 手 観 光	岩 田 喜 一	田 代 忠 義	取手市大字台宿777
(1)	406	糺屋地産(株)	石 崎 昭	茂 木 要 一	鹿島郡旭村大字縦山191

回 県政の総覧 ～ 県民の六法 回

茨 城 県 報

茨城県の行政機構、財政、農林、水産、商工、観光、土木、衛生、労働、公安、教育、文化、民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例、規則、告示、公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知ってもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県印刷所あてお申し込み下さい。購読料は、昭和45年4月1日から送料とも1カ月300円であります。

ただし、号外等で特に増ページをした場合は、この分の実費を申し受けることがあります。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）
休日の場合は繰り下ぐ（金 3 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所